

# 【緊急！】消費者トラブル注意報 第85号

## 「お金あげます」などの身に覚えがないメールや通知等には要注意!!

「大金を差し上げます」「入金確認をお願いします」などと記載されたメールに返信して個人情報を出されたり、封書で届いた通知を信用して手数料等を支払ったりしたという相談が寄せられています。

### 相談事例

「遺産1億円を受け取ってほしい。」というメールが届いた。受け取るために、言われるがまま10万円を支払ったが、その後連絡が取れなくなった。

弁護士を名乗る者から1000万円を贈与する旨のメールが届いた。手続きに20万円が必要だと言われ支払ったが、嘘だった。

「500万円が当選しました。」という封書が届いた。手数料として10万円を支払ったが、当選金は一向にもらえない。

### 【消費者へのアドバイス】

お金をもらえる...しかもそれが高額となると、嬉しくて舞い上がってしまい、冷静さを失いがちです。

しかし、よく考えるとその話、お金をもらう前に御自身がお金を払わされていませんか？  
“お金をもらえる話”には、注意が必要です。

身に覚えがなく真偽の判断がつかないときなどは、ご家族、お住いの自治体の消費生活センター(窓口)や警察へ相談しましょう。

個人情報の漏洩にもつながるため、絶対に連絡を取らないようにしましょう。

もしかして詐欺? 怪しいなと思ったら、お電話ください。

**熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999**

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

**最寄りの警察署または警察安全相談電話 (#9110 (受付時間: 24時間))**